特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）
第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	東日本大震災に対処するための特別の措置に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する被災者（以下「被災者」という。）である雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条第一項に規定する受給資格者（以下「受給資格者」という。）のうち、東日本大震災により離職を余儀なくされたことその他の厚生労働省令で定める事情により、厚生労働省令で定める期間内に就職することが困難であると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（以下「特定受給資格者」という。）に対する同法第十三条第一項に規定する基本手当（以下「基本手当」という。）の日数の特例その他の被災者の就職の促進のための特別の措置を講ずることにより、被災者の生活の安定を図ることを目的とする。	東日本大震災に対処するための特別の措置に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する被災者（以下「被災者」という。）である雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条第一項に規定する受給資格者（以下「受給資格者」という。）のうち、東日本大震災により離職を余儀なくされたことその他の厚生労働省令で定める事情により、厚生労働省令で定める期間内に就職することが困難であると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（以下「特定受給資格者」という。）に対する同法第十三条第一項に規定する基本手当（以下「基本手当」という。）の日数の特例その他の被災者の就職の促進のための特別の措置を講ずることにより、被災者の生活の安定を図ることを目的とする。	東日本大震災に対処するための特別の措置に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する被災者（以下「被災者」という。）である雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条第一項に規定する受給資格者（以下「受給資格者」という。）のうち、東日本大震災により離職を余儀なくされたことその他の厚生労働省令で定める事情により、厚生労働省令で定める期間内に就職することが困難であると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（以下「特定受給資格者」という。）に対する同法第十三条第一項に規定する基本手当（以下「基本手当」という。）の日数の特例その他の被災者の就職の促進のための特別の措置を講ずることにより、被災者の生活の安定を図ることを目的とする。

	第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）
	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第四条第一項の表第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項の下欄に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第四条第一項の表第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項の下欄に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間
	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の表第一号の項の下欄に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の表第二号の項の下欄に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の表第三号の項の下欄に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第四十一条第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の表第四号の項の下欄に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間